

議案第5号

飯能市職員定数条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市職員定数条例の一部改正）

第1条 飯能市職員定数条例（昭和38年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

（飯能市の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市の証人等の実費弁償に関する条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第<u>26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務部局及び教育機関に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに企業職員の定数について定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第<u>20条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会の事務部局及び教育機関に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）並びに企業職員の定数について定めるものとする。</u></p>

飯能市の証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(実費弁償)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定に基づき、次の第1号から第6号までに掲げる者及び市長が認める第7号から第9号までに掲げる者に対し、別表により実費弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 農業委員会等に関する法律<u>第35条第1項</u>の規定により農業委員会の要求に応じ出頭した者</p> <p>(7)～(9) 省略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、次の第1号から第6号までに掲げる者及び市長が認める第7号から第9号までに掲げる者に対し、別表により実費弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 農業委員会等に関する法律<u>第29条第1項</u>の規定により農業委員会の要求に応じ出頭した者</p> <p>(7)～(9) 省略</p>

(特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡)
第二十九条 特定農業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡すことがで
きる。

2 前項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場
合には、当該特定農業協同組合等について、当該特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部
を農林中央金庫に譲り渡す場合とみなして、この法律の規定を適用する。
(農林中央金庫と特定承継会社との合併)

第三十条 農林中央金庫と特定承継会社とは、合併を行うことができる。この場合において、合併
後存続する法人は、農林中央金庫とする。

2 前項の規定により農林中央金庫と特定承継会社とが合併する場合には、農林中央金庫と信用農
業協同組合連合会とが合併する場合とみなして、この法律の規定を適用する。

(特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡)

第三十一条 農林中央金庫は、特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。
2 前項の規定により農林中央金庫が特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受ける場合には、
農林中央金庫に譲り渡す場合とみなして、この法律の規定を適用する。

(特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係)

第三十二条 特定業務を営む特定承継会社については、農林中央金庫法第七十二条第一項第一号に
掲げる会社とみなして、同法(第三条第五項を除く)の規定を適用する。
2 特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農林中央金庫
法第三条第五項の規定を適用する。

(特定承継会社に係る銀行法等の適用関係)

第三十三条 前条に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、
銀行法(第一条から第四条まで、第六条、第八条第二項及び第三項、第十条、第十一项、第七章、第
七章の三(第五十二条の十一から第五十二条の十四までを除く)並びに第五十三条第二項、第
二 法第三条第五項の規定を適用する。

(特定承継会社に係る銀行法等の適用関係)

第三十四条 附則第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定承継会社が特定業務を営む場
合における当該特定業務に関するこの法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令
で定める。

(農業仓库業法の廃止)
第六条 農業仓库業法(大正六年法律第十五号)は、廃止する。
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都
道府県農業会議及び全国農業会議の役員に係る部分に限る)、第五十条、第九十九条並びに第一百
十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

二 附則第百十二条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
三 附則第百十三条の規定 医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布
の日又は公布日のいずれか遅い日
(農業協同組合等の登記に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」と
いう)の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業協同組
合法(以下「新農協法」という)第九条第一項(新農協法第七十二条の九において準用する場合を
含む)次項において同じ)及び第七十三条の九第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたもの
のとみなす。

2 旧農協法第八十五条第二項の規定による登記簿は、新農協法第九条第一項の規定に基づく政令の
相当規定による登記簿とみなす。

(共済代理店の事業報告書に関する経過措置)

第三条 新農協法第十二条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法(平成七年法律第百
五号)第三百四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年
度に係る同条の事業報告書について適用する。

2 旧農協法第八十五条第二項の規定による登記簿は、新農協法第九条第一項の規定に基づく政令の
相当規定による登記簿とみなす。

(信託規程の変更等に関する経過措置)

第四条 新農協法第十二条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十二条の二
十三第一項の信託規程の変更若しくは同項の信託規程の廃止、新農協法第十二条の四十八第三項の
農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十二条の二十九第一項の宅地等供給事業実施規程の変
更若しくは同項の宅地等供給事業実施規程の廃止若しくは新農協法第十二条の五十一第三項の農林
水産省令で定める事項に係る旧農協法第十二条の三十二第二項の農業經營規程の変更若しくは同項
の農業經營規程の廃止又は旧農協法第六十四条第二項の規定による組合(旧農協法第十条第一項第
三号又は第十号の事業を行なう組合を除く)の解散の議決(次項において「信託規程の変更等」とい
う)について施行日前に行われた旧農協法第十二条の二十三第三項、第十二条の二十九第三項若し
くは第十二条の三十二第三項の承認又は旧農協法第六十四条第二項の認可の申請は、それぞれ新農
協法第十二条の四十二第二項、第十二条の四十八第四項若しくは第十二条の五十一第四項又は第六
十四条第四項の規定による届出とみなす。

2 法第十二条の四十二第二項、第十二条の四十八第四項若しくは第十二条の五十一第四項又は第六
十四条第四項の規定による届出とみなす。

(回転出資金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十二条の二第二項に規定する回転出資金について
は、なお從前の例による。

(理事及び経営管理委員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第三十条第十二項及び第
十三項(これらの規定を新農協法第三十条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む)の
規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、
適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する新農協法第三十条の二第五項に規定する經營管理委員設置組合に
ついては、同条第七項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される經營
管理委員会の終了の時までは、適用しない。

(総会及び部会と推進委員との関係)

第二十九条 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができる。

第二十一条第一項中「会議」の下に「以下」を加え、同項ただし書中「者がともに欠け若しく

は事故がある」を「者と共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた」に、「農業委員会の選

挙による委員の一般選挙」を「委員の任期満了による任命」に改め、同条第二項中「在任委員」を

「現に在任する委員」に改め、同条第三項中「在任委員」を「現に在任する委員」に改め、同項た

だし書中「第二十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条に次の二項を加える。

5 農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、その事務に従事するために必

要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るために努めなければならない。この

場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第二十条を第二十六条とする。

第十九条第一項から第七項までを次のように改める。

農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができる。

部会は、委員が互選した者をもつて構成する。

3 2 部会の委員の構成は、次の各号(当該農業委員会の区域内における認定農業者が少ない場合その他)の他の農林水産省令で定める場合は、第二号に掲げる基準に従わなければならない。

一 第八条第五項各号に掲げる者が部会の委員の過半数を占めること。

二 第八条第六項に規定する者が含まれること。

3 4 第二項の規定による互選に関し必要な事項は、政令で定める。

部会の委員の定数は、条例で定める。

6 5 部会に部会長を置く。

6 6 部会長は、部会の委員のうちから総会(第二十七条第一項に規定する総会をいう。以下この条において同じ。)で選任する。

6 7 第十九条第八項中「部会長」の下に「に事故があり、又は部会長」を加え、「又は事故があるとき」を削り、同条第九項中「行う」を「遂行する」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の九条を加える。

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第十七条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

一 第三条第五項の政令で定める市町村

二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

三 推進委員は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する

区域を定めなければならない。

4 前項の活動は、第七条第一項の指針が定められている場合には、当該指針に従つて行わなければならぬ。

5 推進委員は、その活動を行うに当たつては、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)との連携に努めなければならない。

6 第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。

2 第十八条 第二項の規定により推進委員は、非常勤とする。

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

5 推進委員は、委員と兼ねることができない。

第十九条 農業委員会は、第十七条第一項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同条第二項の規定により農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 農業委員会は、第十七条第一項の規定による推進委員の委嘱に当たつては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(推進委員の任期)

第二十条 第二項の規定により推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行ふ。

3 推進委員は、再任されることができる。

(推進委員の解職)

第二十一条 農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合その他推進委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解職することができる。

2 推進委員は、前項の場合を除き、その意に反して解職されることはない。

(推進委員の失職)

第二十二条 第二項の規定により推進委員は、第八条第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(推進委員の辞任)

第二十三条 第二項の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。

(推進委員の秘密保持義務)

第二十四条 第二項の規定により推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

(推進委員の報酬等)

第二十五条 市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

本則に次の二章を加える。

第三章 農業委員会ネットワーク機構

(指定)

第四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、農業委員会相

互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実

施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務(以下「農業委員会ネットワー

ク業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、農業委員会の所掌に属する事項に関する利害関係を有しない者が含まれるようになればならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たつては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

（委員の任期）

第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行ふ。

3 委員は、再任されることができる。

第十一条の二を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

（委員の罷免）

第十三条 市町村長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができます。

2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されなければならない。

（委員の失職）

第十四条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第十六条中「又は会長」を削り、「ときは」の下に「市町村長及び」を「得て」の下に「委員を」を「を加え、同条に次の二項を加える。

2 会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。

第十六条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十七条を削る。

第十八条中「農業委員会の」を削り、同条を第十五条とする。

（委員の秘密保持義務）

第十九条から第五章までを削る。

第二十一条第一項中「地方自治法」の下に「昭和二十一年法律第六十七号」を加え、「区」を「区に」「れ」を「これ」と改め、第二章中同条を第四十一条とする。

第二十三条及び第三十四条を削り、第三十二条を第四十条とし、第三十二条を第三十九条とする。

第三十条の見出しを「（公簿の閲覧等）」に改め、同条中「の委員」の下に「推進委員」を加え、「ついて」を「対し」に、「行う」を「遂行する」に、「又は謄写」を「若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(情報の公表)

第二十七条 農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出）

第二十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たつては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

第二十九条第一項中「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改め、「又は委員」の下に「推進委員」を加え、同条第二項中「委員」の下に「推進委員」を加え、「概要」を「説明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条中「定が」を「定めが」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条中「会長」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「作製し、これを総覽に供さなければ」を「作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければ」に改め、同条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条を削り、第二十四条を第三十一条とする。

第二十三条中「及び部会」の下に「の会議」を加え、「決する」を「決し」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十二条第一項中「第十九条」を「第十六条第一項」に改め、「当該」を削り、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「部会」を「部会の会議」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

組合及び農事組合法人が当該組合及び農事組合法人の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日まで公報に掲載する場合に、當該期間を経過する日

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十四条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十七条の四第四項」と、同法第九百四十二条第一項中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第九十八条第一項中、「第七十条第一項及び第七十三条の二十二第二項」を「及び第七十条第一項」に改め、「中央会」を削り、同条第一項中「この法律」の下に「(第八項に規定する規定を除く。)」を加え、同項ただし書中「第十一条の四第一項」を「第十一条の八第一項」に改め、同条第八項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一 第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第十二条に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令(倉庫証券に関するものに限る。) 農林水産省令・国土交通省令

二 第八十二条第二項第十号、第八十六条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号、第七十三条の五第三項、第七十三条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条第二項第八号並びに第九十二条において読み替えて準用する第四十九条第二項第一号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令(第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。) 農林水産省令・厚生労働省令

三 第九十四条の二第三項に規定する主務省令及び第九十七条第十二号に規定する主務省令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。) 農林水産省令・内閣府令・財務省令

第九十八条第十一項中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第七項の次に次の四項を加える。

第十二条の十三第三項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第八条第一項及び第二項、第十二条第二項、第二十二条並びに第二十七条第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

第十二条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれ单独に行使することを妨げない。

農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

水産大臣に通知するものとする。

第九十八条の三中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同条第四号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第九十八条の四中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十八条の五中「第九十八条第十一項」を「第九十八条第十五項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第四十一条」に、「第三章 都道府県農業会議(第三十六条~第五十五条)」を「第四章 農業委員会ネットワーク機構(第四十二条~第五十四条)」に改める。

第一条中「発展」を「増進」に、「國」に、「都道府県農業会議所について、その組織」を「の組織」に、「を定める」を「並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与する」に改める。

第二条第一項中「第六条第一項」の下に「及び第二項」を「あつて委員」の下に「農地利用最適化推進委員」を加え、同条第二項中「農家数」を「農業者の数」に改め、「農地等」の下に「(農地等)」に改め、「耕作の目的に供される土地をいう。(以下同じ。)」又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養蚕の事業のための採草若しくは畜産の放牧の目的に供されるものをいう。(以下同じ。)」を加え、同条第四項を次のように改める。

国は、第四十二条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務(第四十三条第一項第七号に掲げるものであつて政令で定めるものに限る。)に要する経費を負担する。

第二条第五項中「國は」を「前項に定めるもののほか、国は」に、「第四十条第二項」を「第四十二条第一項」に、「都道府県農業会議が行う業務に要する経費及び全国農業会議所が行う業務」を「農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務」に改める。

第三条第一項ただし書中「耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)」を「農地」に改める。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六条第一項第一号中「属させた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)」を「属させられた農地等」に、「属させた事項」を「属させられた事項」に改め、同項第二号中「属させた」を「属させられた」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号に掲げるもの」に、「属させた」を「属させられた」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農業一般に関する調査及び情報の提供

第六条第二項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。(以下同じ。))に関する事項に関する事務を行つ。

第六条第四項中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七条から第十条までの次のように改める。

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針)

第七条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるよう努めなければならない。

一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

三 農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聽かなければならない。

農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



農業協同組合法等の一部を改正する等の法律を以て公布する。

御名御璽

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第六十三号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律
(農業協同組合法の一部改正)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

第一節 通則(第三条・第九条)

第二節 事業(第十条・第十二条の五十一)

第三節 共済契約に係る契約条件の変更(第十一条の五十二・第十二条の六十二)

第四節 子会社等(第十二条の六十四・第十二条の六十九)

第五節 組合員及び会員(第十二条・第二十七条)

第六節 管理(第二十八条・第五十四条の五)

第七節 設立(第五十五条・第六十三条の二)

第八節 解散、合併、新設分割及び清算(第六十四条・第七十二条の三)

第三章 農事組合法人

第一節 通則(第七十二条の四・第七十二条の九)

第二節 事業(第七十二条の十一・第七十二条の十二)

第三節 組合員、管理、設立、解散、合併及び清算(第七十二条の十三・第七十三条)

第四章 組織変更

第一節 株式会社への組織変更(第七十三条の二・第七十六条)

第二節 一般社団法人への組織変更(第七十七条・第八十条)

第三節 消費生活協同組合への組織変更(第八十一条・第八十六条)

第四節 医療法人への組織変更(第八十七条・第九十二条)

第五章 特定信用事業代理業(第九十二条の二・第九十二条の五)

第六章 指定紛争解決機関(第九十二条の六・第九十二条の九)

第七章 監督(第九十三条・第九十六条)

第八章 雑則(第九十七条・第九十八条の五)

第九章 刽則(第九十九条・第一百三条)

第十章 没収に関する手続等の特例(第一百四条・第一百六条)

附則

第二条を削る。

第三条第三項中「これ」を「これら」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一項中「の名称中には」を「は、その名称中に」に、「なる」を「こうう」に改め、同条
第一項中「なる」を「こうう」に改め、第二章第一節中同条を第三条とする。

(抜粋)